

富良野市強靱化計画 (案)

令和2年〇月
富良野市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	富良野市強靱化の基本的考え方	
1	富良野市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
第4章	富良野市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	23
2	施策推進の指標となる目標値の設定	23
3	推進事業の設定	23
	【富良野市強靱化のための施策プログラム一覧】	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	50
2	計画の推進方法	50
【別表】	富良野市強靱化のための推進事業一覧	51

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、富良野市においても、過去の経験から、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、2014年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した2019年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を2015年3月に策定をし、5年が経過した2020年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

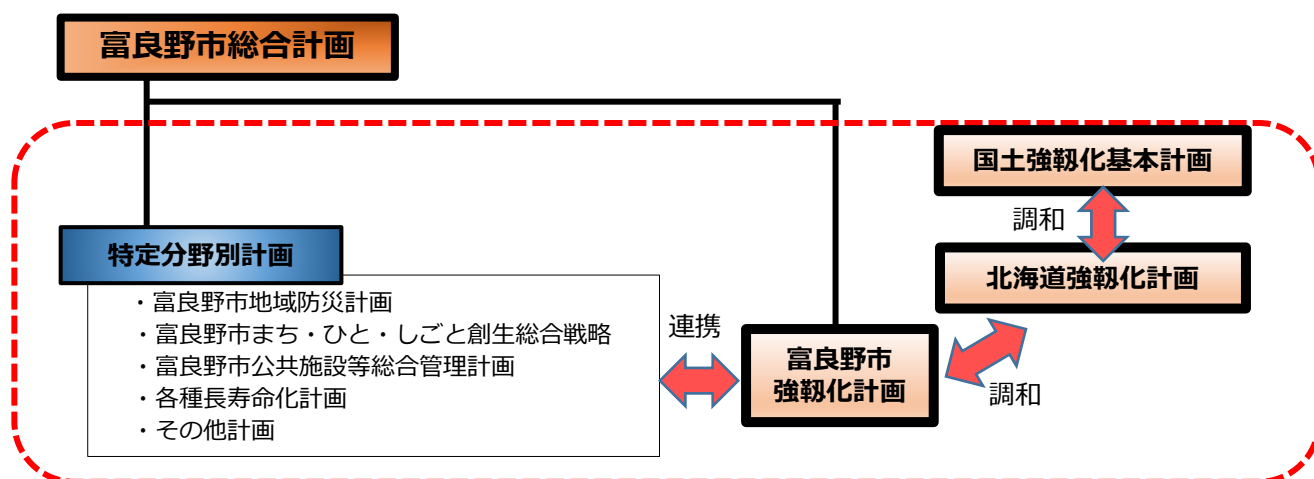
この間、富良野市においても、東日本大震災やH28豪雨災害、H30胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「富良野市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、富良野市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、富良野市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「富良野市強靱化計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、富良野市の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



第2章 富良野市強靱化の基本的考え方

1 富良野市強靱化の目標

富良野市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の重要な社会経済機能を維持することに加え、本市がもつポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本市が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本市の持続的成長につながるものでなければならない。

富良野市の強靱化は、こうした見地から、本市のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、富良野市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを富良野市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

富良野市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と富良野市の社会経済システムを守る
- (2) 富良野市の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 富良野市の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

富良野市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定され得るが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「市民の生命・財産と富良野市の社会経済システムを守る」という観点から、富良野市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、市外における大規模自然災害についても、富良野市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2－1 富良野市における主な自然災害リスク

（１）地震

- 内陸型地震（H31 地震調査研究推進本部長期評価）
 - ・ 富良野断層帯東部の発生確率・・・M7.2 程度以上、30 年以内に 0%～0.01%
 - ・ 富良野断層帯西部の発生確率・・・M7.2 程度以上、30 年以内に 0%～0.03%
- 過去の被害状況
 - ・ 北海道胆振東部地震（2018 年） M6.7、最大震度 7、死者 44 人
住家被害全壊 479 棟、半壊 1,736 棟
非家宅被害 2,620 棟（全・半壊）

※富良野市で震度 4 を記録。人的被害はなかったが、全市域でおよそ 2 日間停電した影響により、地下水断水、商業被害、観光被害、畜産被害等が発生

（２）火山噴火

- 十勝岳火山（常時観測火山）
- 過去の被害状況
 - ・ 1926～28 年 死者・行方不明者 144 名 建物 37 棟・田畑 740ha 消滅
※富良野市被害なし
 - ・ 1962 年 死者 5 名 ※富良野市被害なし
 - ・ 1988～89 年 ※富良野市及び近隣自治体に被害なし

（３）豪雨／暴風雨／竜巻

- 道内における過去 30 年の台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも 1981 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が市内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- 特に 2016 年 8 月中旬以降に北海道に接近・上陸した一連の台風（7 号・9 号・10 号・11 号）に伴う大雨や台風によって、道内で甚大な被害が発生（死者 4 名・

行方不明者 2 人、被害住宅は、全壊 39 棟、半壊 113 棟)

- 1991 年から 2017 年の間に、道内で 47 の竜巻等突風が発生（2006 年、佐呂間町で発生した竜巻では、9 名の死者が発生）

（４）豪雪／暴風雪

- 寒冷多雪地域である富良野市では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013 年には、道東を中心とした暴風雪により、道内で 9 名の死者が発生
※富良野市では 1 名の死者が発生

２－２ 市外における主な自然災害リスク

（１）首都直下地震

- 発生確率 …… M7 クラス、30 年以内に 70%
- 被害想定 …… 死者 2.3 万人、負傷者 12.3 万人、避難者 720 万人、
建物全壊 61 万棟、経済被害 95.3 兆円、被害範囲 1 都 8 県

（２）南海トラフ地震

- 発生確率 …… M8～9 クラス、30 年以内に 70～80%程度
- 被害想定 …… 死者 23.1 万人、負傷者 52.5 万人、避難者 880 万人、
建物全壊 209.4 万棟、経済被害 213.7 兆円、
被災範囲 40 都府県（関東、北陸以西）

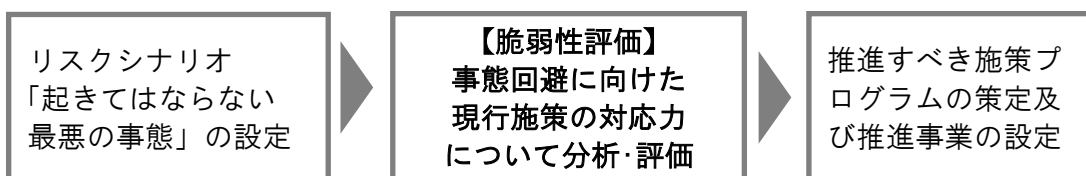
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

富良野市としても、本計画に掲げる富良野市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、富良野市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた富良野市の対応力についても、併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など富良野市の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、富良野市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

(1) 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約7割(H28)であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などに加え住宅についても、耐震診断や改修等が補助対象となっていることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化を進める必要がある。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 観光施設や文化財(建築物)について、地震による喪失を防ぎ、近年急増する外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「富良野市公共施設等総合管理計画(H28策定)」に沿った維持管理を行うほか、各施設管理者が個別施設ごとの長寿命化計画等を策定するなどし、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- 市内の公営住宅の約77%が築後30年以上が経過しており、「富良野市公営住宅等長寿命化計画(H22策定)」等に基づき、計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 市街地等における既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、その一部において市街地再開発事業等を活用し進められており、今後も引き続き事業計画に沿った取組が求められる。また、国の支援制度を活用するなどし、老朽化建物の改修・建替えや空き家対策を促進する必要がある。

(避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 現在、15の指定避難所及び28の指定緊急避難場所等が設定されているが、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、地域防災マスター等との連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組みが最大限発揮できるよう促す必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所の指定についても、1施設(ふれあいセンター)のみとなっており、更なる指定を推進するとともに、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進め、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し、住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所等として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。
- 大規模盛土による被害を軽減するため、大規模盛土造成地における変動予測調査を行い、住民へ情報提供するとともに、必要に応じ崩落防止対策を講じる必要がある。
- 地震による被害軽減施策を進めるため、国の断層モデルの設定状況を踏まえ検討を行う必要がある。

【指標(現状値)】

・住宅の耐震化率	約74%(H28)
・多数の者が利用する建築物の耐震化率	約86%(H28)
・公立小中学校の耐震化率	約84%(R1)
・医療施設の耐震化率	約64%(R1)
・社会福祉施設の耐震化率	約97%(R1)
・社会体育施設の耐震化率	約67%(R1)
・築30年以上が経過した市内公営住宅の棟数率	約77%(R1)
・指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況	指定避難所15箇所 指定緊急避難場所(広域避難場所含む)28箇所(R1)
・福祉避難所の指定状況	1施設(R1)
・市街地等の幹線道路の無電柱化率	3%(R1)

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 十勝岳については、噴火警戒レベルの運用や防災ガイドマップの作成・配布などの対応が図られているものの、引き続き警戒避難体制の整備を進めるとともに、関係機関との連携を図り、所要の対応を行う必要がある。
- 土砂災害警戒区域等は北海道の実施する基礎調査等の協力により指定を推進するとともに、防災ガイドマップ等による周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制の整備を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備、老朽化対策）

- 「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」（平成 22 年策定）に基づく国の十勝岳砂防事業が進められているが、関係機関の連携のもと、早期完成を推進する必要がある。
- 今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組みを進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。
- 山地災害危険地区等の周辺森林において、地域の特性に応じた樹種を植栽するとともに、適切な間伐等により根系の発達を促し、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災ガイドマップの作成状況 改定（R1）
- ・ 十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業の整備進捗率約 79%（H29）
- ・ 土砂災害警戒区域等の指定状況（R1） 土石流危険渓流 5 箇所、急傾斜崩壊危険箇所 5 箇所
- ・ 土砂災害危険箇所数（R1） 土石流危険渓流 16 箇所、急傾斜崩壊危険箇所 8 箇所

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップを作成・全戸配布しているが、市民への周知を推進し、防災訓練を実施する必要がある。
- 災害発生時に関係機関が連携した対応が行えるようタイムライン（防災行動計画）を作成する必要がある。
- 近年の浸水被害をきっかけに、新たに内水ハザードマップの必要性の認識が高まっていることから、内水ハザードマップの作成及び内水はん濫を想定した防災訓練の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 国、道、市では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 国、道が設置する樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が求められる。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、下水道施設である雨水幹線の整備など、計画的な雨水対策を推進する。

【指標（現状値）】

- ・ 洪水ハザードマップの作成状況 作成済（R1 改定）
- ・ 内水ハザードマップの作成状況 未作成（R1）
- ・ 避難勧告着目型タイムラインの試行的な運用を開始した河川 5 河川（空知川、富良野川、ヌッカクシ富良野川、ペベルイ川、西達布川）

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 道では、暴風雪による特殊通行規制や早期の通行規制解除などを目的とした優先確保ルートの設定・運用を試行しているところであるが、通行規制や普及の見込の情報など、各道路管理者（国、道、市）が連携し、地域住民のほか海外からの観光客を含め、きめ細やかに提供する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 各道路管理者（国、道、市）においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、市）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪機械の老朽化のほか、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 100%を維持

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など本市の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などについて、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- 断熱材や内窓の追加、風除室を備えるなど、本市の積雪寒冷に対応した応急仮設住宅の建設について検討を進める必要がある。

【指標（現状値）】

・ 備蓄状況			
毛布類	510 枚 (R1)	※その他市所有発電機	
発電機（小型）	11 台 (R1)	・ 都市施設課所有 (45KVA)	6 台 (R1)
発電機（60KVA）	1 台 (R1)	(25KVA)	2 台 (R1)
(45KVA)	2 台 (R1)	・ 上下水道課所有 (100KVA)	1 台 (R1)
暖房器具（石油ストーブ等）	9 台 (R1)	(25KVA)	3 台 (R1)
折りたたみアルミマット	212 枚 (R1)		
簡易トイレ	9 台 (R1)		
簡易ベッド(段ボールベッド含む)	25 台 (R1)		

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、火山や河川の監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムをアラートと連動させた運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム操作方法等の習熟を図る必要がある。
- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、更新期を迎えている道（本庁）と道出先機関及び道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策が必要である。
- 災害関連情報を確実に収集し、他の行政機関や警察・消防も含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。

（地域防災活動の推進）

- 市内の自主防災組織の組織率は約5割であり、全国（約8割）と比べると低い水準にあることから、「北海道地域防災マスター制度」を活用するなどし、地域防災力の向上に向けた取組を図る必要がある。
- 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、「北海道地域防災マスター」等と連携を図り、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルの整備や厳冬期を想定した実践的な訓練の実施などにより、「自助」「互助」の取組みが最大限発揮できるよう促す必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 市では、国のガイドラインを踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを行っているが、今後も適宜、避難勧告等の発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や、防災等に資する公衆無線 LAN の整備を促進するとともに、北海道防災情報システムとアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。また、避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備・予備電源の整備や中継局の移転整備を進めるとともに、災害情報の提供に有効な地域のコミュニティ FM との連携強化など情報発信の強化を進める必要がある。
- 災害時の円滑な交通確保のため、車両に交通情報を提供するための設備（光ビーコン、交通情報板等）や停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備が進められており、主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路等において、老朽設備の更新等を計画的に推進するとともに、災害時等に正常に稼働するよう保守点検を確実に実施する必要がある。
- デマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、国、道、関係機関、報道機関等と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

（外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が避難行動要支援者名簿を活用して避難が進むよう体制整備の必要がある。
- 北海道と連携し、各国大使館、領事館と連携した情報提供体制を構築する必要がある。

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季も含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図りながら災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や「防災教育アドバイザー制度」等、あらゆる機会を活用し、厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】

・ 防災情報共有システムへの参画	(H26)		
・ 自主防災組織活動カバー率	48% (R1)	* 全道 60% (H30)	全国 83% (H30)
・ 避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	水害	策定済 (R1 改定)	
	土砂災害	策定済 (R1 改定)	

・市町村防災行政無線通信施設整備状況	同報系 未整備 移動系 整備（アナログ）
・防災訓練の実施回数	2 回（R1）
・避難行動要支援者名簿の作成状況	作成済（H29）
・個別支援計画の策定状況	未作成（R1）

（２） 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、関係機関等と応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、支援物資の経費負担や調達方法を事前に確認するとともに、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように優先して復旧すべき区間を関係機関と協議し、通行を確保する必要がある。
- 富良野市社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、被災市町村の災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。
- 災害発生後、速やかにボランティアセンター開設ができる施設の想定と、開設体制チームの想定が必要である。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「地域防災備蓄整備方針」の策定を進め、広域での応援受援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や自治会、自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 財政負担も配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関等） 30 件（R1）
- ・備蓄整備方針の策定状況 未策定（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関との連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、近年、頻発・激甚化する道内外における大規模自然災害に備え、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、自衛隊体制の維持・拡充を図る必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 158名（R1）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備をすすめるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

（DMAT、医療支援チームによる医療支援）

- 災害拠点病院及びDMAT指定医療機関である北海道社会事業協会富良野病院との効果的な訓練の実施を検討する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。
- 市では、社会福祉法人2団体と「災害時における社会福祉施設の利用及び職員派遣等に関する協定」を締結しているが、今後は、他の施設関係団体との締結を進めるなど、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を更に充実する必要がある。
- 災害時において、避難生活中における生活機能の低下等の防止等を図るため、官民協働により、要配慮者に対する福祉支援を実施するとともに、平常時には、災害時の支援を円滑に行うため、関係機関と連携し、研修・訓練を行う必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時には、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。
- 平時から感染症のまん延防止を図るため、保健所と連携し、検査体制の整備を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害派遣協定の締結社会福祉法人数 2法人（R1）
- ・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率
 - 1期 95.7%（R1）
 - 2期 100%（R1）

(3) 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

(災害対策本部機能の強化)

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応等を含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画及び業務継続計画等の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には被災者に対し庁舎等を開放し、電源の確保に努める必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(業務継続体制の整備)

- 業務継続計画を適宜、検証・見直しを行い、災害発生時に行政サービスの機能低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における業務継続体制の整備を促進する必要がある。

(ICT 部門における業務継続体制の整備)

- 災害時においても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「ICT 部門の業務継続計画」に基づく取組を計画的に進める必要がある
- 市の業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP) を適宜、検証・見直しをする必要がある。

(他自治体等との広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、北海道、北海道市長会及び北海道町村会等との応援協定を締結しているところであるが、協定等を効果的に運用するためには、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、他の自治体に応援する場合についても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備、宿泊施設の確保など事前に応援体制を検討しておく必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 消防団員数 158 人 (R1)
- ・ 防災拠点となる公共施設等の耐震率 76.7% (R1)
- ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 (本庁舎、保健センター) 50.0% (R1)
- ・ 消防署の耐震化率 (富良野、山部) 100% (R1)
- ・ 業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・ ICT 部門の業務継続計画の策定状況 策定済 (R1)
- ・ 他自治体等との相互応援協定 北海道、北海道市長会、北海道町村会、全国へそのまち協議会加盟市町村、道北 9 市等

(4) ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 本市における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画に基づき、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を継続する必要がある。

(電力基盤等の整備)

- 被災による停電時には、分散型電源としての電力供給機能のほか、廃熱利用による暖房や冷房等の機能も有するコージェネレーションシステムの導入を推進する必要がある。

(多様なエネルギー資源の活用)

- 本市におけるエネルギー構成の多様化を推進するため、太陽光、風力、水力、地熱等の自然エネルギーの利用拡大とともに、廃棄物や森林資源を利用したバイオマスエネルギー等の利用を促進する必要がある。

(避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、富良野地方石油業協同組合と協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害時における石油類燃料の供給に関する協定（富良野地方石油業協同組合）（H25 締結）
- ・ 富良野市環境基本計画・富良野市地球温暖化対策実行計画 策定済（H29 改定）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

(食料生産基盤の整備)

- 本市の農業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本市のみならず全国の食料需給に基大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本市の農業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保及び地籍調査事業など、本市の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(食料品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大、農産物の輸出拡大の取組など、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、農産物の長期間貯蔵できる施設の整備など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

(災害時における生鮮食料品の供給体制の確保)

- 道内の卸売市場や卸売業者で構成する「道内卸売市場災害対応等ネットワーク推進会議」の参画者による相互応援協定が締結され、災害時の生鮮食料品の安定供給に向けた連携体制が整備されている。今後は、民設の卸売市場などの参画拡大も含めネットワークの拡充・強化に向けた取組等を進める必要がある。

【指標（現状値）】

- ・農業産出額 178.3 億円 (H30)
- ・農家戸数 586 戸 (H30)
- ・耕作面積 9,086ha (H30)
- ・認定農業者への農地集積率 92.80% (R1)
- ・長期貯蔵が可能な農産物貯蔵施設数 2 棟 (R1)
- ・地籍調査事業 継続
- ・東山地区地籍調査進捗率 45.0% (R1)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止**【評価結果】****（水道施設の防災対策）**

- 災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の耐震化と計画的な更新計画に基づく老朽化対策を推進する必要がある。
- 富良野市水道事業災害対策マニュアルに基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る必要がある。

（下水道施設の防災対策）

- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する必要がある。
- 富良野市下水道事業業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。
- 老朽化している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを推進するとともに、富良野市生活排水処理基本計画に基づき汚水処理人口普及率の向上に向けた啓発を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・老朽管更新延長 年 500M
- ・業務継続に係る訓練の実施 年 1 回

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止**【評価結果】****（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）**

- 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁の老朽化対策については、「富良野市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道橋・農道トンネルなど農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

（鉄道施設の耐震化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保のほか、国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄

道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

（災害時における多様な交通手段の活用）

- 災害発生時に鉄道や自動車を利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------|------------|
| ・ 橋梁定期点検 | 264 橋 (R1) |
| ・ 橋梁修繕工事 | 12 橋 (R1) |
| ・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定状況 | 策定済 (H30) |

(5) 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

(本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討などオフィスや生産拠点の本市への立地を促進するための取組を強化する必要がある。
- データセンターの誘致については、近年、他府県においても積極的に展開されており、地域間競争が激しさを増している中、冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないことなど、データ保管に適した本道の特性を積極的に発信するなど、データセンター等の立地に向けた取組を強化する必要がある。また、データセンターの集積には、安定的かつ大容量な高速専用回線が必要不可欠であり、強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境を確保する必要がある。
- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を市外の企業に向けて積極的に発信する必要がある。

(企業における業務継続体制の強化)

- 自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定をこれまで以上に促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、関係機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。また、商工会・商工会議所が市町村と共同で策定した「事業継続力強化支援計画」については、道の「ガイドライン」を踏まえ、適宜計画を見直す必要がある。

(被災企業等への金融支援)

- 国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組への支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

事業継続力強化支援計画 策定済（R2）

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

【評価結果】

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。

【指標（現状値）】

(6) 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

(ため池の防災対策)

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ ため池の点検・診断の実施割合 100% (R1)

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

(森林の整備・保全)

- 本市の全面積の約 70%を占める森林面積を有しており、大災害等に起因する本市の森林の荒廃は、市全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積 27,647.93ha (R1)
- ・ 森林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量） 6,667,737 m³ (H30)
- ・ 市有林において多様な方法で更新する人工林の面積 474.46ha (R1)
- ・ 農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数 6 組織 (R1)

(7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査の推進を図る必要がある。

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国、道等と連携しながら、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な支援方法の検討を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 災害廃棄物処理計画策定状況 未策定 (R1)
- ・ 地籍調査進捗率 10.61% (R1)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 市と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

- 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これまでの公共投資の縮減等により、市内の建設業就業者のうち将来担い手となる15～29歳の構成比は低い水準にある。災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 市内建設業就業者における15～29歳の構成比 8.3% (H30) *全国 11.1% (H30)

第4章 富良野市強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、富良野市における強靱化施策の取組方針を示す「富良野市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、富良野市が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【富良野市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- 「富良野市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施するほか、住宅及び耐震診断が義務付けられているホテルや旅館など民間の大規模建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知を図り、耐震化を促進する。
- 近年急増する外国人を含む観光客に対する安全を確保するため、観光施設や文化財などの耐震化を促進する。
- 学校施設、医療施設、社会福祉施設、都市公園など、多くの住民等が利用する公共施設等について、各施設管理者等による耐震化を促進する。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、「富良野市公共施設等総合管理計画」や個別施設ごとの「長寿命化計画」等に基づいて、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策については、国の支援制度の活用を通じ、既存建築物の不燃化や老朽アパートの建替え、空家の有効活用等の促進を図るとともに、「富良野市空家等対策計画」を策定し、空家等に関する管理意識の醸成により、適正に管理されていない空家等の発生を抑制するとともに、空家等の利活用や除却推進などの啓発を行う。

（避難場所等の指定・整備・普及啓発）

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行うとともに、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

（緊急輸送道路等の整備）

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化を含め、計画的な整備を推進する。

（地盤等の情報共有）

- 大規模盛土造成地マップや宅地液状化マップの作成をはじめとする変動予測調査の実施と調査結果の住民への情報提供など、宅地造成に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。

（防火対策・火災予防）

- 消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	約 74% (H28)	→	向上
多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 86% (H28)	→	向上
社会福祉施設の耐震化率	約 97% (R1)	→	向上
公立小中学校の耐震化率	約 84% (R1)	→	100% (R4)
指定避難所及び指定緊急避難場所の指定状況			
指定避難所	15 箇所 (R1)	→	地域の実情に応じ増減 (R6)
指定緊急避難場所（広域避難場所含む）			
	28 箇所 (R1)	→	地域の実情に応じ増減
福祉避難所の指定状況	1 施設 (R1)	→	増加 (R6)

《推進事業》

社会資本整備総合交付金
防災・安全交付金
中小企業総合振興資金貸付
学校施設環境改善交付金
社会福祉施設整備事業
特別支援学校施設整備事業
営繕工事監理
地域居住機能再生推進事業
ＩＣアクセス道路補助
無電柱化推進計画事業補助
公共施設等適正管理推進事業債

1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

（警戒避難体制の整備）

- 十勝岳の噴火警戒レベルの運用、ハザードマップの作成配布、避難計画の策定等、現状の警戒避難体制の更なる強化を図るとともに、関係機関の連携の下、警戒避難体制の整備を進める。
- 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの更新を進めるとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を推進する。

（砂防設備等の整備）

- 関係機関の連携の下、「十勝岳火山噴火緊急減災対策砂防計画」に基づく砂防対策を計画的に推進する。
- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく老朽化対策や施設の維持管理を適切に実施する。
- 市内における山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。

《指 標》

防災ガイドマップの作成状況	作成済（R1 改定）	→	適宜更新
土砂災害警戒区域の指定率	45%（R1）	→	100%（R6）

《推進事業》

総合防災体制整備
防災・安全交付金
農業農村整備事業
治水維持補修
特別対策事業
特定緊急砂防事業
直轄砂防事業
特定土砂災害対策推進事業
土木施設維持管理
治山事業
小規模治山事業
地すべり調査管理
山村防災情報共有体制整備事業

森林整備事業
地域森林計画編成事業
富良野市民有林育成推進事業
公共施設等適正管理推進事業債

1－3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

（洪水・内水ハザードマップの作成）

- 洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図について、河川整備の進捗等に応じた見直しを適時に実施し、洪水ハザードマップの改定及びハザードマップに基づく防災訓練等の実施を進めるとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を推進する。
- 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き（案）」や内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成及びハザードマップに基づく防災訓練の実施を促進する。

（河川改修等の治水対策）

- 河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備などの治水対策について、近年の大雨水害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、個別施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化対策、施設の維持管理を適切に実施する。
- 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。
- 中小河川等における水防災意識社会の再構築に向け、国、道、市町村、気象台などの関係機関で構成する「石狩川下流域減災対策協議会」等において、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するための仕組みを検討する。

《指 標》

洪水ハザードマップの作成状況	作成済（R1）	→	適宜更新
内水ハザードマップの作成状況	未作成（R1）	→	作成（R6）

《推進事業》

都市小河川改修事業
特別対策事業
直轄河川事業
防災・安全交付金
治水維持補修
土木施設維持管理
公共施設等適正管理推進事業債

1－4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、地域住民や外国人を含む観光客等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。
- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

（除雪体制の確保）

- 適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

道路点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率 100%を維持

《推進事業》

防災・安全交付金
道路除雪
社会資本整備総合交付金
補助道路除雪事業
特別対策事業

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 市が設置する避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、トイレなどの備蓄を推進する。
- 応急仮設住宅の建设工程や仕様の検証等を行い、本市の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を推進する。

《指 標》

備蓄状況	毛布	510 枚 (R1)	→	1000 枚 (R6)
	寝袋	0 枚 (R1)	→	500 枚 (R6)
	発電機（小型）	11 台 (R1)	→	16 台 (R6)
	発電機（45KVA）	2 台 (R1)	→	2 台 (R6)
	発電機（60KVA）	1 台 (R1)	→	3 台 (R6)
	石油ストーブ	9 台 (R1)	→	16 台 (R6)
	簡易トイレ	9 台 (R1)	→	30 台 (R6)
	携帯用トイレ	1,000 個 (R1)	→	10,000 個 (R6)
	簡易ベッド(ダンホールベット)	25 台 (R1)	→	100 台 (R6)
	アルミマット	212 枚 (R1)	→	500 枚 (R6)

《推進事業》

地域づくり総合交付金

1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

（関係機関の情報共有化）

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、道や市が設置する災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害対策に必要な監視カメラ画像や雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する各種システムについて、一層の効果的な運用に向け、観測体制の充実と老朽機器の計画的な更新を推進する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市町村を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を検討するなど、通信手段の多重化を推進する。

（住民等への情報伝達体制の強化）

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を踏まえた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」や各種災害に係る避難勧告等の発令基準の見直しを適宜行う。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線等の整備を促進するとともに、防災等に資する公衆無線LAN機能の整備、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化と職員の操作能力の向上、災害情報伝達手段の多重化を推進する。
- 民間テレビ・ラジオ事業者等による予備放送設備、予備電源の整備や中継局の移転・整備を促進するとともに、災害情報の提供に有効なラジオの難聴対策や地域コミュニティFM局との連携を推進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- 車両への交通情報の提供設備である光ビーコンや交通情報板、停電時の信号機能停止を防止する信号機電源付加装置について、主要幹線道路と災害応急対策の拠点を連絡する道路等における計画的な整備のほか、平時における保守点検を推進する。
- デマや根拠の無い情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を推進する。

（観光客、高齢者等の要配慮者対策）

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、民間と連携した支援体制の検討等を進めるほか、外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制を強化するため、災害時には観光客緊急サポートステーションの設置やSNS等を利用した情報発信を行うとともに、平時にはサポートステーションの開設に向けた訓練の実施やホテルなどの観光関連施設におけるソフト面の防災対策など、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。

- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

（帰宅困難者対策の推進）

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を推進する。

（地域防災活動、防災教育の推進）

- 「地域防災マスター制度」の効果的な活用による地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどを構成員とする「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」や防災に関する専門的知識を有する方々を登録する「防災教育アドバイザー制度」などの枠組みを活用した取組を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

自主防災組織活動カバー率 48.1% (H30) ※北海道平均 59.7% (H30)

避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況

水害	策定済 (R1改定)	→ 適宜更新
土砂災害	策定済 (R1改定)	→ 適宜更新
防災訓練の実施回数	2回 (R1)	→ 継続的に実施する

《推進事業》

防災・安全交付金
地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業
総合防災体制整備
土木施設維持管理
治水維持補修

通信管理費
交通安全施設整備事業
災害時外国人多言語支援事業
学校安全対策事業
防災教育推進事業
公共施設等適正管理推進事業債

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市町村、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を推進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 沿岸部など地理的に離れた市町村間における「包括交流協定」の締結など、災害時の連携も含め市町村の地域間交流を深めるための取組を推進する。
- 災害時に被災地へ円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定による提供など事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、被災市町村への提供にあたって、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、物資拠点施設等への物流専門家の派遣や支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国、道、市町村、事業者が連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように優先して復旧すべき区間を関係機関と協議し、通行を確保する必要がある。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される防災拠点について、被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、備蓄整備方針を策定に努め、物資調達等の体制整備に取り組む。
- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた市の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を推進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 町内会や自治会、自主防災組織において、非常時に持ち出すには困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。

《指 標》

- | | | | |
|---------------|-----------|---|-----------|
| ・ 備蓄整備方針の策定状況 | 未策定 (R1) | → | 策定 (R6) |
| ・ 災害協定件数 | 30 件 (R1) | → | 35 件 (R6) |

《推進事業》

地域づくり総合交付金
総合防災体制整備

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- 消防職員、消防団の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組を推進する。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 災害対応能力の強化に向け、消防機関における災害用資機材等の計画的な更新・配備を促進する。

《指 標》

富良野市防災訓練の実施件数 年 2 回（R1） → 年 1 回以上実施

《推進事業》

総合防災体制整備事業

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

（避難所等の生活環境の改善、健康への配慮）

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッドの整備、トイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を推進する。また、車中泊など避難所以外への避難者への対応方法を検討する。

（被災時の医療支援体制の強化）

- 富良野協会病院（災害拠点病院）に設置されている DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した効果的な実働訓練を検討する。
- 富良野協会病院（災害拠点病院）における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を促進する。

（災害時における福祉的支援）

- 社会福祉法人等との協定に基づき、福祉的対応に係る人的支援を強化する。
- 災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

（防疫対策）

- 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- 平時における感染症対策として、保健所等と連携し、検査・相談体制の充実を図る。

《指 標》

北海道指定災害拠点病院・DMAT 指定医療機関 → 富良野協会病院

DMAT 実働訓練の実施回数 H27 以降 3 回実施

富良野協会病院（災害拠点病院）の自家発電設備状況等

→ 通常時の 6 割程度の発電容量と約 3 日分の燃料を備えた自家発電設備を整備済

富良野協会病院（災害拠点病院）の耐震化 → 有

予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率

1 部	95.7% (R1)	→ 95%以上（毎年）
2 部	100% (R1)	

《推進事業》

災害拠点病院整備事業

災害福祉広域ネットワーク構築事業

感染症予防費負担

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 富良野市業務継続計画に規定している災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な本庁舎等の行政施設の耐震化を促進するとともに、概ね72時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

(行政の業務継続体制の整備)

- 富良野市業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）」に沿った取組を計画的に進めるとともに、情報システムの機能維持のための取組を推進する。

(広域応援・受援体制の整備)

- 市内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、北海道、北海道市長会、北海道町村会並びに全国へそのまち協議会等における応援協定の枠組みに沿って、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。
- 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、応援職員を派遣する場合に備え、職員の研修や応援活動に必要な事務機器等の準備を行う。

《指 標》

災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 50% (R1) → 100% (R6)

《推進事業》

総合防災体制整備

庁舎等営繕

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 本市における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を今後も推進する。

（電力基盤等の整備）

- 災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源としての機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上重要な施設等への導入とともに、都市部における施設間のネットワーク化を検討する。
- 電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、市民等へ発信するため、国、道、電気事業者等との連携強化を図る。

（多様なエネルギー資源の活用）

- 太陽光、水力、木質燃料等の自然由来エネルギーの活用を進めるとともに、市独自の廃棄物（RDF）エネルギー施策の促進を図ることで、本市におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を推進する。

（石油燃料供給の確保等の防災対策）

- 富良野地方石油業協同組合との協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

《指 標》

新エネルギーを導入した公共施設 2 施設（R1） → 増加（R6）

《推進事業》

総合防災体制整備
地域バイオマス利活用促進事業
バイオマス利活用推進事業
新エネルギー等率先導入推進事業
省エネルギー・新エネルギー促進事業
新エネルギー導入加速化事業
木質バイオマス資源活用促進事業

林業・木材産業構造改革事業
 地域主体の新エネ導入支援事業
 地域資源活用基盤整備支援事業
 エネルギー地産地消事業化モデル支援事業
 水素社会推進事業
 リサイクル産業振興対策

4-2 食料の安定供給の停滞

（食料生産基盤の整備）

- 平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う本市の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化、老朽化対策などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

（農産業の体質強化）

- 厳しい環境にある本市の農業の生産力を確保するため、地籍調査事業、経営安定対策、担い手確保対策、主要農作物等の種子の安定供給、ロボット、AI、IoTの活用など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

（食料品の販路拡大）

- 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であること、さらに、食のブランド化や高付加価値化に向けた取組等、食関連産業のさらなる成長につながる取組を推進する。

（農産物の産地備蓄の推進）

- 農産物の長期貯蔵が可能となる施設、設備の整備を進め、平時における農産物の安定供給に加え、大災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

（生鮮食料品の流通体制の確保）

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、卸売市場や業者間の相互応援体制の強化を図る。

《指 標》

農家戸数	586 戸 (H30)	→	現状を維持する。
耕作面積	9,086ha (H30)	→	現状を維持する。
新規就農者数	2 組 (R1)	→	年間 2 組
地籍調査進捗率（東山地区）	45.0% (R1)	→	70.8% (R6)

《推進事業》

農業農村整備事業
中山間地域等直接支払事業
経営所得安定対策直接支払事業
農業次世代人材投資事業
強い農業担い手づくり総合交付金事業
産地生産基盤パワーアップ事業
地籍調査事業

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

（水道施設の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、被災を最小限にとどめる水道施設の耐震化と計画的な更新計画に基づく老朽化対策を推進する。
- 富良野市水道事業災害対策マニュアルに基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。

（下水道施設の防災対策）

- 下水道施設の老朽化による機能停止や浸水被害を未然に防止するため、「下水道ストックマネジメント計画」に基づき計画的に老朽化対策及び浸水対策を推進する。
- 富良野市下水道事業業務継続計画（BCP）に基づく訓練の実施と検証により、危機管理体制の強化を図る。
- 老朽化している単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを推進するとともに、富良野市生活排水処理基本計画に基づき汚水処理人口普及率の向上に向けた啓発を行う。

《指 標》

- ・ 老朽管更新延長 年 500M → 継続
- ・ 業務継続に係る訓練の実施 年 1 回 → 継続

《推進事業》

水道施設老朽化更新・耐震化事業
下水道ストックマネジメント計画改築・更新事業
生活基盤施設耐震化等補助金事業
防災・安全交付金

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

（道路施設の防災対策等）

- 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

（鉄道施設の耐震化）

- 災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道施設の耐震化をはじめ耐災害性の強化に向けた取組を促進する。
- 国、道、市町村、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。

（災害時における新たな交通手段の活用）

- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。

《指 標》

橋梁定期点検	264 橋 (R1)
橋梁修繕工事	12 橋 (R1)
橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況	策定済 (H30)

《推進事業》

直轄道路事業
地域連携推進事業費補助
社会資本整備総合交付金
防災・安全交付金
I Cアクセス道路補助
特定道路事業交付金
大規模修繕・更新補助事業

特別対策事業
土砂災害対策道路事業補助
農業農村整備事業
森林整備事業
道路維持補修
土木施設維持管理
道路メンテナンス事業補助
公共施設等適正管理推進事業債

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の本道への移転、立地に向けた取組を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。
- 冷涼な気候や首都圏等との同時被災の可能性が少ないといった本道の優位性を活かし、データセンター等の本道への立地を促進する。また、データセンターの集積に不可欠である強靱かつ冗長的な情報通信インフラ環境の確保に向けた検討を行う。
- 災害による企業の不安や立地意欲の影響を解消するため、復旧状況や電力の安定供給などについての正確な情報を市外の企業に向けて積極的に発信する。

(企業の事業継続体制の強化)

- 北海道胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定を、これまで以上に促進するため、セミナー等を開催し、企業の防災・減災・事業継続についての意識情勢を図るほか、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、策定支援を継続する必要がある。また、商工会・商工会議所が市と共同で策定した「事業継続力強化支援計画」については、道の「ガイドライン」を踏まえ、適宜見直しを行う。

(被災企業等への金融支援)

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を推進する。

《指 標》

事業継続力強化支援計画 策定済 (R2) → 適宜見直しを行う

《推進事業》

企業立地促進費補助
サテライトオフィス誘致事業
企業立地促進費補助金
データセンター集積推進事業
中小企業総合振興資金貸付

5－2 市内外における物流機能等の大幅な低下

（陸路における流通拠点の機能強化）

- 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、そうした拠点が被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《指 標》

《推進事業》

社会資本整備総合交付金
防災・安全交付金

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。
- 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき農業用ため池の所在や管理状況を適切に把握することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害防止に努める。

《指 標》

ため池の点検・診断の実施状況 100% (R1)

《推進事業》

農業農村整備事業

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

（森林の整備・保全）

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

多様な樹種・林齢で構成された森林の造成面積

27,647.93ha (R1) → 100% (R6)

市有林において多様な方法で更新する人工林の面積

474.46ha (R1) → 面積を確保する

《推進事業》

多面的機能支払事業

治山事業

小規模治山事業

特別対策事業

地すべり調査管理

山村防災情報共有体制整備事業

森林整備事業

地域森林計画編成事業

富良野市民有林育成推進事業

エゾシカ対策推進

捕獲従事者育成等事業

エゾシカジビエ利用拡大推進事業

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、他市町村との相互協力支援体制の構築に努める。

（地籍調査の実施）

- 発災後の迅速な復旧・復興を図るため、国や北海道と連携して土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

（仮設住宅等の迅速な確保）

- 仮設住宅用地等の用に供するものの所有者不明土地に関して、国の動向を踏まえながら、円滑な収用手続等を検討する。また、住家の被害認定調査などの業務に関し、研修等を通じ職員の能力向上を図るとともに、職員の業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣を要請するなど、必要な方策の検討を行う必要がある。

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定状況	未策定（R1）	→	策定を検討する
地籍調査進捗率	10.61%（R1）	→	16.7%（R6）

《推進事業》

ごみ処理広域化・集約化事業費
地籍調査事業

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

（災害対応に不可欠な建設業との連携）

- 災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた事業継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

（行政職員の活用促進）

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び他市町村の行政職員の応援・受援体制を強化する。なお、道内の被災市町村からの土木技術職員の応援要請に対しては、道と連携し、応援体制の強化を図る。

（地域コミュニティ機能の維持・活性化）

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、地域ぐるみの農村ツーリズムの取組を推進することにより、農村地域の活性化を図る。

《推進事業》

総合防災体制整備

建設業経営体質強化対策事業

地域がうるおう農村ツーリズム発展事業

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年（令和2年から令和6年まで）とする。

また、本計画は、富良野市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、富良野市強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 富良野市強靱化のための推進事業一覧

- ・当該事業の事業実施主体を推進事業名の末尾に〔 〕書きで記載。
- ・当該事業が複数の小事業で構成されている場合には、事業概要の【 】内に小事業名を記載し、小事業ごとに事業概要を記載。

所管名	推進事業名	事業概要	リスク シナリオ
総務部	総合防災体制整備〔道〕	【火山・地震防災対策強化推進】 火山での観測データの収集・研究分析及び関係機関との連携、観測・予知体制の強化。	1－2 4－1
	地域づくり総合交付金〔道〕	市が設置する避難所等の資機材等整備等に対する助成。	1－5 2－1
市民生活部	地域バイオマス利活用促進事業〔国〕	バイオマス産業都市選定地域の課題に位置付けられた事業化プロジェクトの推進に必要な調査・設計、施設整備の支援。	4－1
	バイオマス利活用推進事業〔道〕	産学官ネットワーク組織（北海道バイオマスネットワーク会議）の運営、フォーラム等の開催、市による活用推進計画等の策定等の支援等。	4－1
	木質バイオマス資源活用促進事業〔道〕	急増する木質バイオマス需要に対応するため、林地未利用材の有効活用を進め、原料の安定供給を図るとともに、バイオマスの熱利用を促進するため小規模分散型の利用を促進。	4－1
	水素社会推進事業〔道〕	仕様段階で二酸化炭素を排出しない水素エネルギーの利活用拡大に向けた取組の推進。	4－1
	リサイクル産業振興対策〔道〕	リサイクル製品の事業化に向けた取組に対する支援等を行うことにより、本道における新たなリサイクル産業を創出。	4－1
	エネルギー地産地消事業化モデル支援事業〔その他〕	地域の特性に応じたエネルギー資源を効果的、効率的に利用し、非常時にも対応可能なエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し支援し、エネルギー自給・地域循環の取組を促進するとともに、送電線の系統制約の生じている地域の新エネルギーを有効活用するモデルとなる取組を支援。	4－1
	ごみ処理広域化・集約化事業費〔道〕	人口減少などの社会情勢の変化、CO ₂ 削減の必要性、多発する災害対策などの新たな課題を踏まえ、現在のごみの広域化計画を見直し、新たな計画の策定を推進。	7－1
	省エネルギー・新エネルギー促進事業〔道〕	「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」及び「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づき、省エネルギーの促進と新エネルギーの開発導入を促進。	4－1
	新エネルギー等率先導入推進事業〔道〕	国の電源立地地域対策交付金を活用し、地域において、道自らが道有施設への率先した新エネ導入や省エネを行うことにより、道内市町村や企業等への普及拡大を促進。	4－1
	新エネルギー導入加速化事業〔道〕	新エネルギー導入加速化基金を設置し、エネルギーの地産地消の取組への支援等を通じて、本道における新エネルギー導入等を加速化。	4－1
	地域資源活用基盤整備支援事業〔その他〕	発電事業者が行なう送電線を整備する事業に要する費用を支援し、地域のエネルギー資源を最大限に活用。	4－1
	地域主体の新エネ導入支援事業〔道〕	地域のエネルギー資源を活かした地域経済の活性化を図る取組を支援し、地域主導のエネルギー地産地消の取組を加速化。	4－1
	林業・木材産業構造改革事業〔市、森林組合等〕	林地未利用材や製材端材等のエネルギー利用を図るため、収集、運搬、利用施設等の整備に対する支援。	4－1
保健福祉部	社会福祉施設整備事業〔その他〕	社会福祉施設、老人福祉施設等の整備（創設、増築、増改築、大規模修繕、改築等）に対する支援。	1－1
	感染症予防費負担金〔市〕	感染症の病原体に汚染された場所の消毒等の感染症予防対策を実施した市町村に対し、その費用の一部を道が負担。	2－3
	災害拠点病院整備事業費補助〔道〕〔その他〕	災害拠点病院として必要な施設整備の補助。	2－3
	災害福祉広域支援ネットワーク構築事業〔道〕	災害時において、避難生活中における生活機能の低下等の防止等を図るため、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築し、「災害派遣福祉チーム」による一般避難所における災害時要配慮者に対する福祉支援を実施。	2－3
経済部	企業立地促進費補助〔その他〕	北海道産業振興条例に基づき工場等を新增設する者に対して助成。	3－1 5－1
	農業農村整備事業〔道、市、その他〕 国補助事業名	【農業農村整備事業】 ほ場の大区画化、農地の排水対策、老朽化した農業水利施設等の長寿命化など、農業の生産力や競争力強化、農村地域の国土強靱化に不可欠な整備。また、国直轄事業の経費の一部を負担。	4－2

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	・農業競争力強化基盤整備事業 ・農村地域防災減災事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・農地耕作条件改善事業 ・農業水路等長寿命化防災減災事業	【農村地域防災減災事業】 地すべり防止施設の更新等。防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査。	1－2 6－1
		【農地整備事業（通作条件整備）】 道路施設の老朽化対策等。	4－4
		【農業水路等長寿命化防災減災事業】 防災重点ため池のハザードマップを作成。	6－1
	治山事業[道] 国補助事業名 ・治山事業 ・農山漁村地域整備交付金	【治山事業】 山地災害防止のための治山施設整備など。	1－2 6－2
		【防災林造成事業】 飛砂等による被害の防止・軽減。	6－2
	中小企業総合振興資金貸付[道]	中小企業者の経営基盤の強化等を図り本道経済の発展に資するため、金融機関に原資を預託し、中小企業者に対する融資を促進。	1－1 5－1
	地域の魅力を活かした観光地づくり推進事業[その他]	地域の観光団体等が、観光振興に係る受入体制整備や新たな商品づくりを図る事業に対して経費の一部を助成。	1－6
	データセンター集積推進事業[道]	北海道の冷涼な気候を活かし、データセンターの誘致を促進。	3－1 5－1
	サテライトオフィス誘致事業[道]	本社機能の移転・拡充やサテライトオフィス等の誘致活動等を展開。	5－1
	中山間地域等直接支払事業[その他]	中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援。	4－2
	経営所得安定対策直接支払事業[道、その他]	経営所得安定対策等の推進に必要な活動を行うとともに、市が行う普及推進活動や要件確認等に必要な経費を助成。	4－2
	強い農業担い手づくり総合交付金事業[道、市、その他]	農業生産の高品質・高付加価値化や低コスト化の推進、自給飼料生産拡大等に必要な施設整備等に対する支援。	4－2
	多面的機能支払事業[その他]	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など、地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援。	6－2
	地域がうらやう農村ツーリズム発展事業[道]	農村を中心とした地域ぐるみの受入体制により国内・外の観光需要を取り込み、農村地域の所得向上や交流・関係人口の増加による活性化を図るため、受入の中核となる人材や事業者の連携による魅力ある多様なコンテンツの開発を推進し、優良事例の情報発信により全道へ普及・定着を促進。	7－2
	特別対策事業[道] 小規模治山事業[道] 地すべり調査管理[道]	山地災害防止のための治山施設整備など。 地すべり変動等の調査。	1－2 6－2 1－2 6－2
	山村防災情報共有体制整備事業[道] ・林業・木材産業成長産業化促進対策交付金	国補助事業名 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備など。	1－2 6－2
	森林整備事業[道、市、森林組合等] 国補助事業名 ・森林環境保全整備事業 ・農山漁村地域整備交付金 ・地方創生整備推進交付金	【林道事業】 森林整備を実施する上で重要な基盤となる林道等の路網整備を推進。 【造林事業】 森林の多面的機能の持続的な発揮を図るため、造林や間伐等の森林整備を推進。	1－2 4－4 6－2 1－2 6－2
	地域森林計画編成事業[道]	森林法に基づき地域森林計画を策定するとともに、必要な資源調査等を実施。	1－2 6－2
	産地生産基盤パワーアップ事業[市]	水田、畑作、野菜、果樹等の産地の創意工夫による地域の強みを生かしたイノベーションの取組や生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための取組等を総合的に支援する事業。	4－2

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
	富良野市民有林育成推進事業〔市〕	森林の手入れにかかる負担を軽減するため、国費補助事業で対象となる人工造林（植栽）や除間伐を行う場合、経費の一部を助成。	1－2 6－2
	エゾシカ対策推進事業〔道〕	北海道エゾシカ管理計画（第5期）に基づき、個体数調査や対策協議会などの実施により、エゾシカの個体数を適正に管理し、被害の低減を促進。	6－2
	捕獲従事者育成等事業	地域における捕獲従事者の育成を推進するため、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研修等の実施。	6－2
	エゾシカジビエ利用拡大推進事業〔道〕	エゾシカジビエの利用拡大を図り、狩猟捕獲を促進するため、食肉処理施設への搬入経費や廃棄物処理経費に対する支援等。	6－2
	農業次世代人材投資事業〔道、市、その他〕	農業次世代人材投資資金（準備型、経営開始型）を交付。	4－2
	災害時外国人多言語支援事業〔道〕	災害時に要援護者である外国人居住者への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、災害時支援ニーズの調査や対応マニュアルの作成、協力企業の確保、「災害時多言語サポーター」の登録拡大等を推進。	1－6
建設水道部	社会資本整備総合交付金〔道、市〕	【道路事業】 道路の新設、改築、修繕等に関する事業、市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化の実施。冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。なお、具体的な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	1－1 1－4 4－4
		【都市公園・緑地等事業】 道立公園施設の長寿命化対策工事や耐震化工事を実施。	1－1
		【地域住宅計画に基づく事業】 老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替えや改善、高齢化の著しい地域における大規模団地等の地域居住機能を再生する建て替え等を実施するとともに、「空き家等対策に関する取組方針」に基づき、北海道空き家情報バンクの運営・周知や市町村の取組に対し支援。	1－1
		【住環境整備事業】 地震防災対策に関する普及啓発や耐震診断・改修への支援など、住宅・建築物の耐震化を促進。	1－1
		【道路事業】 道路の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業、市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化、道路案内標識の整備。除排雪の円滑な実施を図るための除排雪機械・凍結防止剤散布車の更新・増強。なお、具体的な事業内容等については別に定める「ほっかいどう道路整備プログラム」による。	1－1 1－4 1－6 4－4
	防災・安全交付金〔道、市〕	【河川事業】 ・ 河道の掘削、築堤、放水路・遊水地の整備等の治水対策を道が実施。 ・ 樋門・樋管及び排水機場等の河川管理施設の長寿命化計画に基づく計画的な更新を道が実施。 ・ ダム本体及び附帯施設、周辺地山並びに貯水池周辺の安全を確保し機能を十分発揮させるための施設の改良。 ・ ダム管理用制御処理設備の整備。 ・ 河川情報関連機器の整備や機能向上を伴う更新を道が実施。	1－3 1－6
		【砂防事業】 ・ 砂防関係施設整備等の土砂災害対策 ・ 火山噴火被害を防止・軽減するための火山噴火緊急減災対策。	1－2 1－3 1－6
		【下水道事業】 ・ 下水道施設の耐震化の実施、ストックマネジメント計画に基づく施設の改築更新。	4－3
		【都市公園・緑地等事業】 道立公園施設の長寿命化対策工事を実施。 ＜道実施事業＞ 道南四季の杜公園ほか北海道都市公園安全・安心対策事業	1－1
		【地域住宅計画に基づく事業】 （公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業） 老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替えや改善、高齢化の著しい地域における大規模団地等の地域居住機能を再生する建て替え等。	1－1
		【住環境整備事業】 （住宅・建築物安全ストック形成事業） 民間大規模建築物や防災拠点建築物の所有者が行う耐震改修工事を支援する市町村に対し、耐震改修に係る経費の一部を補助。	1－1

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
建設水道部	地籍調査事業〔市〕	【地籍調査事業】 持続的な農業経営に資する取組み及び災害後の迅速な復旧・復興の為、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者・地番・地目・境界の調査・測量を行い、東山地区からの地籍調査の実施。	4-2 7-1
	営繕工事監理〔道〕	庁舎等の施設の長寿命化診断など。	1-1
	地域居住機能再生推進事業〔道、市〕	老朽化した公営住宅ストックの計画的な建て替えや改善、高齢化の著しい地域における大規模団地等の地域居住機能を再生する建替え等。	1-1
	I C アクセス道路補助〔道〕	市街地等における緊急輸送道路や避難路等の整備及び無電柱化・I Cへのアクセス道路の整備。	1-1 4-4
	無電柱化推進計画事業補助〔道〕	地方公共団体が策定する「無電柱化推進計画」に基づき実施する無電柱化事業。	1-1
	治水維持補修〔道〕	・ 砂防・地すべり・急傾斜等の施設及び海岸保全施設の補修・維持管理。 ・ 河川及び河川管理施設を適正に管理することにより、治水、利水の機能保持や、良好な河川環境を保全。	1-2 1-3 1-6
	特別対策事業〔道〕	【道路新設改良】 道路整備や道路の防災対策、地方道や悪節道路の整備、交通不能区間等や落石等の危険箇所の解消。	4-4
		【道路維持】 安全な道路交通の確保のため交差点改良や歩行空間のバリアフリー化、歩道・自転車歩行者道の整備。	4-4
		【河川】 治水対策及び安全で快適な水辺空間の整備。	1-3
		【砂防】 土石流・火山汚泥流等に対する砂防堰堤・遊砂地・床固工群等の砂防設備、火山噴火に起因する火山泥流等の災害防止のための整備。	1-2
		【積雪寒冷機械整備】 除排雪の円滑な実施を図るため、除排雪機械・凍結防止剤散布車の更新・増強。	1-4
	特定緊急砂防事業〔道〕	砂防施設整備等の土砂災害対策。	1-2
	直轄砂防事業〔国〕	国直轄事業の経費の一部を負担。	1-2
	特定土砂災害対策推進事業〔道〕	砂防関係施設整備等の土砂災害対策。	1-2
	土木施設維持管理〔道〕	・ 道路、河川等の公物等を適正に管理するための巡視等パトロール業務。 ・ 内水を排水するポンプ施設を備えた排水機場の維持管理（点検補修費、電気代、燃料代）。 ・ ダム本体及び通信・管理設備並びに貯水池周辺の附帯設備を管理し、治水、利水の機能保持や良好な河川環境を保全。 ・ 河川管理に必要な水位計、雨量計、無線中継局などの維持管理（点検補修費、電気代、N T T回線料等）。	1-2 1-3 1-6
	都市小河川改修事業〔市〕	都市河川や準用河川について、河道の掘削、築堤、遊水地の整備等の治水対策を市町村が実施。	1-3
	直轄河川事業〔国〕	国直轄事業の経費の一部を負担。	1-3
	道路除雪〔道〕	冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。	1-4
	補助道路除雪事業〔道〕	冬季道路交通の確保を図るための除雪排雪等。	1-4
	直轄道路事業〔国〕	国直轄事業の経費の一部を負担。	4-4
	地域連携推進事業費補助〔道〕	地域高規格道路の整備。	4-4
	特定道路事業交付金〔道〕	開発道路の整備。	4-4
	大規模修繕・更新補助事業〔道〕	地方公共団体が策定した長寿命化修繕計画（個別施設計画）に位置づけられた施設の大規模修繕・更新事業。	4-4
	土砂災害対策道路事業補助（道路事業）〔道〕	重要物流道路等において、砂防事業と連携し実施する土砂災害対策事業。	4-4

所管名	推進事業名	事業概要	リスクシナリオ
建設水道部	道路維持補修[道]	道路を常に良好な状態に保ち、安全かつ円滑な交通の確保に努め、住民ニーズに対応した道路の維持管理。	4－4
	道路メンテナンス事業補助（道路事業）[道、市]	長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業（橋梁、トンネル等の修繕、更新、撤去等）。	4－4
	建設業経営体質強化対策事業[道]	建設産業の担い手の確保・育成を図るため、建設業団体等が行う人材確保・育成等の取組に係る事業経費の一部を補助するとともに、建設産業の魅力・役割等を発信するイベントや、人材確保・育成に向けた研修会等を開催。	7－2
	公共施設等適正管理推進事業債[市]	保有する公共施設の適正な管理を推進。	1－1 1－2 1－3 1－6 4－4
教育委員会	学校施設環境改善交付金[国]	子どもたちの学習・生活の場であるとともに災害時には子どもたちの命を守り、また、避難所となる学校施設の耐震化、防災機能強化、老朽化対策を推進するため経費の一部を補助。	1－1
	特別支援学校施設整備事業[道]	教育環境の改善、建物の耐久性向上及び建物の損耗・機能低下に対する復旧措置。	1－1
	学校安全対策事業[道]	防災教育啓発資料の配布（札幌市を除く全道の小、中、高、特別支援学校の新1年生）。	1－6
	防災教育推進事業[道]	防災教育に関する安全教育モデルの普及・啓発、事業冊子の配布（札幌市を除く各学校、市町村教育委員会）。	1－6